



川西市  
Kawanishi City

若年世帯・子育て世帯の 県外から川西市の  
ニュータウン内にある賃貸住宅への 住替に

定額



※  
25 万円  
補助

交付申請期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

※予算額を超えた場合の申請分は、令和9年度予算での対応となります。この場合、制度改正等により補助額が変更となることがあります。

補助  
対象

## 兵庫県外に在住の若年世帯・子育て世帯

若年世帯…夫婦の合計年齢が80歳以下の夫婦(婚約、事実婚、同性婚等含む)のみの世帯  
子育て世帯…高校を卒業するまでの子どもがいる世帯(出産予定、養子、里親、ひとり親等含む)

対象  
地域

## 子育て住宅促進区域(ニュータウン)の賃貸住宅への住替が対象

- ①日生ニュータウン(美山台、丸山台) ②大和団地(大和西、大和東) ③清和台(清和台西、清和台東)  
④けやき坂(けやき坂) ⑤多田グリーンハイツ(緑台、向陽台、水明台) ⑥鶯台(鶯台)  
⑦萩原台(萩原台西、萩原台東) ⑧湯山台(湯山台) ⑨鶯が丘(鶯が丘) ⑩南野坂(南野坂)

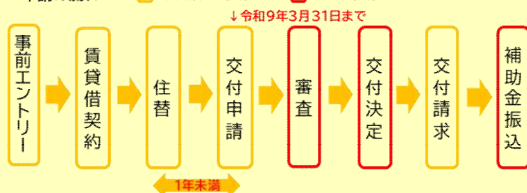
※子育て住宅促進区域の範囲は、下の二次元コードより、市HPにてご確認ください。

主な  
条件

### 補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内にある民間賃貸住宅であること
- ②住戸面積が55㎡以上であること
- ③新耐震基準に適合している又は同等の耐震性能を有していること
- ④夫婦のいずれかの名義で賃貸借契約を締結していること
- ⑤賃貸借契約日が令和7年7月1日以降であること

<申請の流れ>  →申請者の手続き  →市の手続き



### 補助対象者の主な要件

- ①賃貸借契約締結日前に事前エントリーを行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③世帯の構成員のいずれかが、令和7年7月1日以降に、兵庫県外から対象住宅に住替えていること
- ④申請日までに対象住宅に継続して居住していること
- ⑤5年以上川西市内に居住する意思を有していること
- ⑥交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑦市区町村民税を滞納していないこと
- ⑧暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑨兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑩過去に民間賃貸住宅住替補助を受けていないこと

## 子育て住宅促進区域について

川西市のニュータウンは、兵庫県から、住まいや住環境が充実している又は充実させようとしている地域として「子育て住宅促進区域」の指定を受けました。

- ◎比較的手頃な価格で、良質な住環境
- ◎まちへも、里山へもアクセス良好



子育て住宅促進区域の範囲はこちら→

契約前に事前エントリーが必要など  
補助には条件があるため、  
申請方法等の詳細は、必ず、  
市HPで確認してください。⇒



川西市 都市政策部 住宅政策課  
TEL：072-740-1205

(令和8年度)子育て住宅総合支援事業補助金(民間賃貸住宅住替補助)